

# 中京大学文学会会則

第一条 本会は中京大学文学会と称する。

第二条 本会は日本語日本文学、言語表現学、歴史文化学等の研究を目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために左記の事業を行う。

1 研究会・講演会の開催

2 機関誌の刊行

3 その他本会の目的の達成に必要な事業

第四条 本会の事務局は中京大学文学部内におく。

第五条 本会は左記の会員をもって構成する。

1 本学文学部専任教員

2 本学大学院文学研究科学生

3 本学文学部学生

4 その他本会の趣旨に賛同する者

第六条 本会会員は所定の会費を納める。

第七条 本会に会長一名、幹事若干名、会計監査二名をおく。

1 会長は本会を代表する。

2 幹事は教員、大学院文学研究科学生、文学部学生をもって組織し、本会の運営にあたる。但し、文学部

学生幹事は三・四年生より選出する。

3 会計監査は財務を監査し、総会に報告する。

役員は会員中より選出することとし、総会の承認を必要とする。

第八条

役員は任期は一年とする。但し、重任を妨げない。

第九条

本会は左記の会議を開く。

第十条

1 定期総会（年一回）

第十一条

本会の経費は左記をもってあてる。

1 会費

2 寄附金

3 その他

本会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

第十二条

付則

第一条

文学部学生および大学院文学研究科学生の会費は年額千円とする。また、本学文学部専任教員、その他本会の主旨に賛同する者の会費は、終身五千円とする。但し、大学院文学研究科修了生の会費は五千円と大学院在学中に納めた会費実績との差額とする。

第二条

会費に関する事項は、別にこれを定める。

第三条

本会則は、総会において出席者の三分の二以上の同意を得て改定することができる。

第四条

本会則は昭和五十六年五月十三日より実施する。

本会則は平成十五年五月二十九日より実施する。

本会則は従来の「中京大学国文学会会則」を学会名改称等に伴い改定したものであり、平成二十一年十一月七日から実施し、平成二十一年四月一日に遡って適用する。

本会則は平成二十三年四月一日より実施する。

本会則は平成二十五年四月一日より実施する。

本会則は平成二十六年四月一日より実施する。

本会則は平成二十九年四月一日より実施する。